

水振第 697 号  
平成31年 3月 8日

一社) 北海道水産土木協会会長 様

水産林務部水産局水産振興課  
漁場整備担当課長

水産土木工事におけるフレックス工期制の試行実施について（通知）

これまで水産土木工事における働き方改革の対応は、コンクリートスランプ改正による生産性の向上や、週休2日制モデル工事の実施、工期設定手法の見直しなど働き方改革の実現にむけ各種取り組みを導入してきました。

こうしたなか、昨年6月に働き方改革関連法案成立、本年4月から施行され、建設業においては5ヶ年間の猶予期間ののち時間外労働規制の罰則付き上限規則の一般則が適用されることとなり、発注者としてもよりいっそうの働き方改革に向けた各取り組みをとりすすめる必要があるとことです。

つきましては、働き方改革の取組みの一環として、水産林務部が定める「選択工期制度実施要綱」により、水産土木工事における、フレックス工期制の試行実施を行いますので、お知らせします。

なお、平成31年度はフレックス工期制の実施初年度とし、試行実施にあたり「平成31年度水産土木工事におけるフレックス工期制の試行実施について」を定めていますので関係要領ともにお知らせします。

## 記

### 1. 通知文

選択工期制度実施要綱

平成31年度水産土木工事におけるフレックス工期制の試行実施について

### 2. 適用

平成31年 4月 1日以降に入札公告する工事

(漁場整備G)

# 平成31年度水産土木工事におけるフレックス工期制の試行実施について

水産林務部水産局水産振興課

## 1. 定義

この度、北海道が発注する水産土木工事では、道が定める選択工期制度を活用しフレックス工期制の試行実施（以下試行実施）を行うこととしましたので、お知らせします。

## 2. 目的

受注者による柔軟な実工期の選択により、技術者、労務者及び資材や機材等（船舶など施工機械含む）の効率的な活用や担い手の処遇改善等を資するため、施工時期の平準化を取進め、もって働き方改革に向けた取組みと水産基盤整備事業の円滑な実施、建設業界の健全な維持・育成を図ります。

## 3. 適用

平成31年4月1日以降に入札公告する平成31年度工事

## 4. 実施対象工事の除外

平成31年度の試行実施にあたっては、選択工期制度実施要綱第3に定めるもののほか、次に該当するものを除きます。

- 1) 水産土木工事における週休2日制モデル工事（限定タイプ）で工事を発注するもの。
- 2) 国庫債務負担行為など、工事着手（可能）日を発注者が指定するもの。
- 3) 通常発注に付す場合、契約工期の完成日が9月30日以前となるもの。

## 5. 全体工期の設置

平成31年度の試行実施にあたっては、選択工期制度実施要綱第4の範囲内とし、工事の規模及びその各付けに係わらず、原則通常工期の3割以内として実施します。

## 6. 入札公告

平成31年度の試行実施にあたっては、選択工期制度実施要綱第6により、「選択工期制度」による工事表記しています。

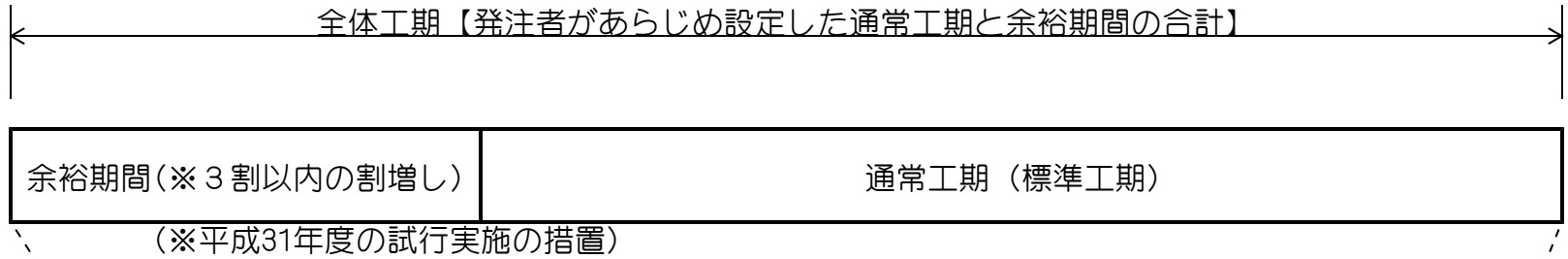
なお、今後実施要綱が改正又は廃止もしくは新たな要綱等が制定され表記名称が変更される場合は、新たな要綱等により公告する事があります。

## 7. その他

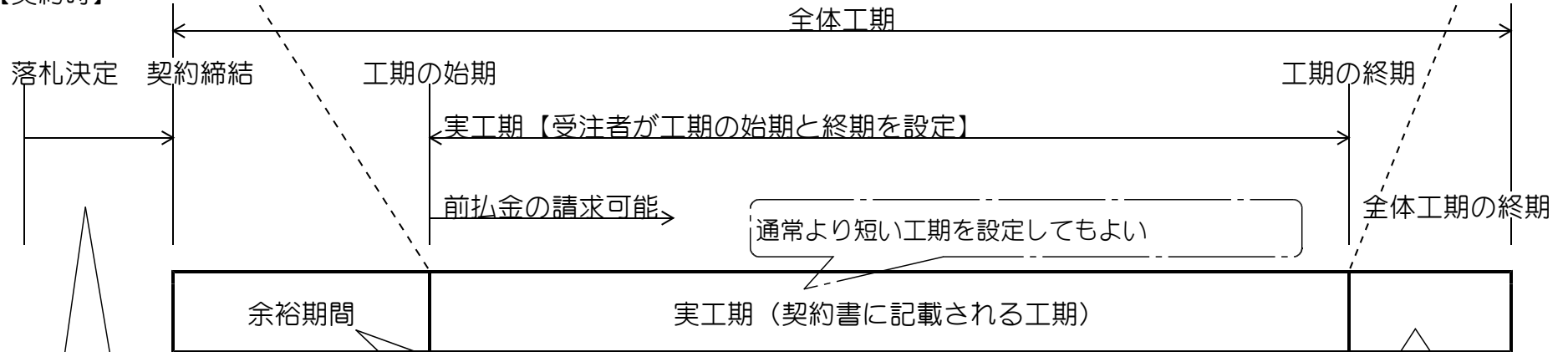
その他積算及び契約事務の執行にあたっては、選択工期制度実施要綱によります。

水産土木工事におけるフレックス工期制概要図（試行実施版）

【発注時】



【契約時】



落札決定後、契約までの間に、「工期申出書」により工期を申出

**【余裕期間】**  
 資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め工事に着手できません。  
 主任技術者又は管理技術者の配置を要しません。  
 このため工事現場の管理は、発注者が行います。

**【工期の延長】**  
 契約締結後（実工期選択後）、労働者や資材等の確保のため工事工程を見直す場合は、全体工期の終期まで、工期延長の請求が可能。

## 選択工期制度実施要綱

### 第 1 選択工期制度の目的

選択工期制度は、発注者が工事の発注に当たりあらかじめ設定した工事等の完成期限内で、実際に工事等を実施する期間（以下「実施工期」という。）を受注者に選択させることにより、技術者、労務者及び機材等の平準化を図り、これらの確保の確実性を含み建設産業の構造改善等に寄与することを目的とする。

### 第 2 用語の定義

用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 全体工期：通常工期と余裕期間の合計のこと。
- (2) 通常工期：通常の積算により算出した工期（標準工期）のこと。
- (3) 実工期：全体工期内で、受注者が設定した契約書上の工期のこと。
- (4) 工事開始日：受注者が設定した工期の始期のこと。

### 第 3 実施対象工事

実施対象工事は、次の事項を踏まえ、支出負担行為担当者が決定するものとする。

- (1) 余裕期間を設定しても、供用開始に影響を及ぼさない工事であること。
- (2) 余裕期間を設定しても、翌債等で承認された期日を超えない工事であること。
- (3) 予算の執行において、支障が生じない工事であること。

### 第 4 全体工期の設定

全体工期は、次の範囲で設定するものとする。

- (1) 大規模工事（予定価格に対応する等級がAの工事）：通常工期の3割増以内
- (2) 小規模工事（予定価格に対応する等級がB以下の工事）：通常工期の10割増以内
- (3) 格付けのない資格に係る工事については、工事の規模等によること。

### 第 5 工事費の積算

工事費の積算は、契約後直ちに着工する工期を基準とした積算方法により行うものとし、通常工期を超えた期間に係る積算上の割増しは、行わないものとする。

### 第 6 入札公告等の記載

選択工期制度により実施する入札の公告、入札説明書の記載事項は、別記1によるものとする。

また、指名競争入札による場合は、別記2を指名通知に添付するものとする。第6実施工期の申出發注者は、落札決定後、直ちに当該落札者から実施工期の申出をさせるものとする。

### 第 7 実工期の申出

発注者は、落札決定後、契約までの間に、「様式1」により当該落札者から実工期の申出をさせるものとし、当該申出期間を契約書に記載するものとする。

### 第 8 経費の負担

選択工期制度に基づく契約により増加する経費は、受注者が負担するものとする。

### 第 9 前払金の取扱い

受注者は、契約書で定めた工期内において、前払金を請求できるものとする。

ただし、債務負担行為に基づき請負契約を締結する工事において、「契約を締結した会計年度については、前払金を請求することができない」旨の条項を追加した契約については、工期内であっても、契約年度において前払金を請求することができないものとする。

### 第 10 工事開始日前の取扱い

工事開始日前の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理を発注者の責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならないものとする。

### 第 11 技術者の配置

契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要

しない。

第 12 工期の延長

受注者は、契約締結後において、技能労働者や建設資材等の確保のため工事全体の工事行程を見直す必要が生じた場合は、発注者があらかじめ設定した全体工期の終期までは、工期の延長を請求することができるものとする。

第 13 その他

この要綱に定めのない事項については、必要に応じて、水産林務部長が別に定めるものとする。

---

別記 1

【公告】 次のとおり記載すること。

1 入札に付する事項

- (3) 工事期間 この工事は、「選択工期制度」による工事である。  
契約締結日の翌日から 平成 年 月 日 ま  
での期間内で、落札者が申し出た期間を工期とする。

【入札説明書】 次のとおり記載すること。

2 入札に付する事項

- (3) 工事期間 この工事は、「選択工期制度」による工事である。  
契約締結日の翌日から 平成 年 月 日 ま  
での期間内で、落札者が申し出た期間を工期とする。

【入札説明書別記】 次のとおり記載すること。

「2 入札に付する事項」関係

この工事は、選択工期制度による工事のため、次のことに留意してください。

- (1) 落札者は、契約までの間に「様式 1」により実工期の申出をしてください。
- (2) 受注者が設定した工期に基づく契約により増加する経費は、受注者の負担とします。
- (3) 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。
- (4) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は当（総合）振興局の責任において行います。
- (5) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。
- (6) 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しません。

## 別記 2

### 選択工期制度の工事に係る指名競争入札について

この工事は、選択工期制度による工事のため、次の事項を承知の上、競争入札に参加してください。

- 1 落札者は、契約までの間に「様式 1」により実工期の申出をしてください。
- 2 落札者が申し出た工期により増加する経費は、落札者の負担とします。
- 3 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた工期内となります。
- 4 契約日から工事開始日の前日までの期間は、当該工事現場の管理は当（総合）振興局の責任において行います。
- 5 契約日から工事開始日の前日までの期間は、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはなりません。
- 6 契約日から工事開始日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しません。

様式1

## 工 期 申 出 書

平成 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

住所  
商号又は名称  
氏名

印

平成 年 月 日に落札決定の通知を受けた次の工事について、実工期を定めましたので申し出ます。

「

工 事 名	
工 事 場 所	
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで